

人権に関するアンケート調査集計及び報告書作成業務委託仕様書

本業務は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。）及び本仕様書に従い実施するものとする。

1 業務の名称

人権に関するアンケート調査集計及び報告書作成業務

2 業務目的

本業務は、人権に関する意識や関心の変化等について市民の意向を確認し、「魚沼市人権教育・推進計画の基礎資料とすることを目的とする。

3 履行場所

魚沼市 小出島 地内

4 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

5 業務内容

人権に関する市民アンケート調査の結果を集計・分析し、調査報告書を作成する。

(1) 調査票送付数 1,000人

住民基本台帳データを利用し、16歳以上の市民から無作為に抽出した市民

(2) 回収見込み数 600人

ただし、見込み数を上回る回収数となった場合でも、委託料の増額はしない。

(3) 調査方法

調査票の送付は全て郵送により行い、回答は郵送のほかオンラインでの回答も可能とする。なお、オンラインの回答先は発注者とする。

※ 調査対象者の抽出、調査票・送付用封筒・返信用封筒の印刷、料金受取人払いに係る手続き、宛名ラベルの作成・送付用封筒への貼付、調査票の送付、返信用封筒の開封は発注者が実施する。また、調査票送付にかかる郵送料、アンケート用紙回収にかかる郵送料は発注者の負担とする。

6 作業内容

(1) 調査項目の集計

受注者は、回収した調査結果をデータ入力し、単純集計、クロス集計を行い、集計表及びグラフを作成する。クロス集計の項目は、発注者と受託社で協議のうえ定めるものとする。

(2) 調査結果報告書の作成

①受注者は、全ての集計が終了した後に、データをCD-ROMに収録し、1枚を発注者に提出する。

なお、報告書は、全ての質問項目において集計表及びグラフを併記したものを基に、発注者が指示する。

②発注者は、受注者に対して部分提出を求めることができるものとする。

7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 調査集計報告書 1部
 - (2) 各種電子データを納めたCD-ROM等の電子記録媒体 1部
- なお、報告書の電子データは印刷業者にそのまま渡して印刷可能なデータとすること。

8 資料の貸与及び返還

- (1) 発注者は、本業務に必要な資料等を受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与資料を紛失、破損しないように保管管理するとともに、発注者の承諾なしに公表、貸与してはならない。
- (3) 市民から提出された調査票は、発注者から受注者へ引渡し、受注者は作業終了後、発注者へ持参し返却する。

9 成果品の帰属

本業務における成果品及び資料に関する著作権及び所有権は全て魚沼市に帰属するものとし、発注者の承諾を得ないで外部に公表及び貸与してはならない。

10 その他

- ・受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び委託契約条項別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の漏えい、消失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ・本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。